

国立大学法人東京医科歯科大学職員出向規則

〔平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 3 1 号〕

（趣旨）

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成 16 年規程第 2 号。以下「就業規則」という。）第 12 条第 4 項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学に勤務する者（以下「職員」という。）の出向に関し、必要な事項を定めるものとする。

（出向の種類）

第 2 条 職員に対し、本学の業務上の必要に基づき、学長からの命令により国、地方公共団体、他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人、その他の団体等で学長が認めるもの（以下「出向先」という。）に、次の各号に定める出向を命じることがある。

（1）在籍出向 本学の職員として在籍したまま、出向先の職員として業務に従事すること。

イ 研修出向 出向先における業務を通じて研修する場合

ロ 交流在籍出向 1 日の全勤務時間を出向先の職員として業務に従事する場合

ハ 部分在籍出向 1 日の勤務時間の一部を出向先の職員として業務に従事する場合

（2）転籍出向 本学に復帰を前提として、学長からの要請に応じ退職し、出向先の職員となり業務に従事すること。

2 在籍出向について、別段の定めを置く場合は、その定めるところによる。

（交流在籍出向者の身分）

第 3 条 交流在籍出向中の職員は、その出向の期間中、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

（就業規則等の適用）

第 4 条 出向を命じられた職員の就業規則の適用については、この規則で別の定めをする場合を除き、次の各号のとおりとする。

（1）研修出向中の職員（以下「研修出向者」という。）は、本学の就業規則に従うものとし、給与及び諸手当等（以下「給与等」という。）は本学が支給する。

（2）交流在籍出向中の職員は、出向先における就業規則等に従うものとし、給与等は、出向先の給与等に関する規定に基づき、出向先が支給する。

（3）部分在籍出向中の職員は、本学の就業規則に従うものとし、給与等は本学が支給する。

（4）転籍出向中の職員は、出向先における就業規則等に従うものとし、給与等は、出向先の給与等に関する規定に基づき、出向先が支給する。

2 前項に定める場合において、出向先との協議により、当該期間中の給与等の労働条件が著しく不利益とならないよう努めるものとする。

（出向職員の給与等の取扱い）

第5条 出向中の職員（以下「出向職員」という。）に係る給与等の取扱いについては、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則（平成16年規則第36号）第31条第5項の規定による。

（出向手続き）

第6条 出向（部分在籍出向を除く。）を職員に命じる場合は、原則として発令日の7日前までに出向先、出向期間、出向先での業務及び主な労働条件を明示するものとする。

2 前項で明示した内容は、出向中の出向先における業務上の必要から、その一部を変更することがある。この場合においても、本学又は出向先において前項に準じた手続きを経るものとする。

（出向期間）

第7条 出向の期間は、原則として3年以内とする。ただし、業務上の必要からその期間を短縮又は延長することがある。

2 出向の期間は、本学の在職期間に通算するものとする。

（服務等）

第8条 出向職員は、本学の名誉及び信用の保持に努めるとともに、出向先の規則等を遵守し、忠実に業務を遂行しなければならない。

2 出向職員は、出向先の倫理規則等を遵守し、出向先の業務に係る倫理の保持に努めなければならない。

（懲戒等）

第9条 出向職員の懲戒処分等は、原則として本学で行うものとする。

2 解雇に至らない懲戒処分等については、本学と出向先との間で調整し、出向先においても行うことができるものとする。

3 前項の場合については、同一の非違行為に対して二重の処罰を行わないこととする。

（旅費）

第10条 出向職員を本学に帰任させる場合の旅費については、本学の規定に定めるところによるものとする。

（復帰）

第11条 出向職員は、命じられた出向期間が満了した場合は、本学に復帰するものとする。ただし、出向期間中であっても次の各号に掲げる場合は、当該命令を解き本学への復帰を命じることができる。

(1) 出向先の定める休職又は解雇の事由に該当することとなる場合

(2) 出向先の定める懲戒の事由に該当し、引き続き出向先において業務に従事することが困難となる場合

(3) 出向職員から辞職願の提出があった場合

(4) 出向期間中に死亡した場合

(5) その他、出向先との協議の上、必要と認められる場合

（研修出向者の処遇等）

第12条 研修出向者の労働時間、休憩時間、休日及び休暇等の取扱いについては、出向

先との協議により出向先の規定によることがある。

- 2 出向先の業務等により出向職員に出張を命じる場合の旅費については、出向先の規定によるものとする。
- 3 研修出向者は、出向先の安全衛生管理に関する規定を遵守しなければならない。
- 4 研修出向者は、出向先との協議により出向先において健康診断を受けることができる。この場合において、研修出向者は、その結果等を本学に報告するものとする。

（協定等）

第13条 職員に交流在籍出向及び転籍出向をさせる場合は、本学と出向先は、出向に関する協定を締結する。

- 2 出向先又は本学の事情その他により、この規則に定めのない事項が生じたときは、その都度出向先及び本学が協議し決定するものとする。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、出向先との協議により別段の定めをすることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日以前において、本学に復帰を前提とし、人事交流により転任又は国の要請により退職した者については、当該人事交流先の機関との協議により、第2条に定める出向とすることができる。